

公益社団法人福岡県柔道整復師会 会費規程

(目 的)

第1条 この規程は、定款第7条の規定に基づき、公益社団法人福岡県柔道整復師会（以下「本会」という）の会費の納入に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会 費)

第2条 会員は、次の会費(年額)を納入しなければならない。

- (1) 正会員 定額会費 25,000 円
定率会費 前年1月から12月における療養費請求総額相当分に、別表の規定区分に該当する料率を乗じた金額。
- (2) 準会員 定額会費 3,000 円

(会費の納期)

第3条 前条の会費の納入及び納入方法は、次のとおりとする。

- (1) 会員の支払うべき定額会費
会員は、毎事業年度、5月末日限り（末日が本会の休日に該当するときは前日以前の直近の営業日とする）会費年額の全額を納付しなければならない。
- (2) 正会員の支払うべき定率会費
年額を12ヵ月に分割し、毎年4月から翌年3月まで毎月20日限り（20日が本会の休日に該当するときは、前日以前の直近の営業日とする）会費を納付しなければならない。

(中途入会の会費及び納期)

第4条 事業年度の中途に入会した会員の支払うべき当該事業年度にかかる会費は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 定額会費 中途入会の場合も第2条第1号に記載する金額全額とする。
定率会費 毎月本会に提出される療養費請求総額を、入会月から最終月(3月)の合計月数で除して月額平均値を算出し、当該平均値に12(月)を乗じて年間総額推定値を算出し、別紙の規定区分に該当する料率を乗じた金額。
 - (2) 準会員 定額会費 中途入会の場合も第2条第2号に記載する金額全額とする。
- 2 前項の定額会費は、入会承認の通知を受領した日の翌日から起算して10日間以内に支払わなければならない。
- 3 第1項第1号の定率会費は、第3条第2号に記載された納期に支払わなければならない。

(会費の免除)

第5条 理事会は、会員から定額会費の免除の申請があった時は、審議の上相当の事由があると認めたときは、定額会費の免除を議決することができる。

- 2 正当な理由により療養費の請求がない場合には、その該当月は定率会費の徴収を免除する。ただし、月遅れによる請求についてはこの限りではない。

(前任者の施術所を引き継いだ場合の特例)

第6条 前任者の施術所を相続により引き継いだ場合には、第4条の中途入会とはみなされず、その施術所の全てを引き継いだものとみなされる。

- 2 前年1月から12月に実績のある施術所を相続によらずに引き継いだ場合は、別紙の規定区分に該当する率を乗じた金額を毎月徴収する。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て総会の決議をもって行う。

(委 任)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(別 表)

年間療養費総額規定区分は次の通りとする。

(1)	1, 000万以上～	1. 1%
(2)	500万 ～1, 000万円未満	1. 0%
(3)	500万未満	0. 9%
(4)	200万未満	0%
(5)	実績不詳の場合	1. 1%